

社会福祉法人 正受会

役員及び評議員報酬規程

社会福祉法人正受会 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正受会の役員（理事及び監事）並びに評議員の報酬について必要な事項を定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、当法人に対する賠償責任及び職務内容等を勘案し、報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬額の決定)

第3条 この法人の全理事の報酬総額は、年間600万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、常勤役員に対しては出席報酬は支給しない。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(常勤役員の報酬等)

第5条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表2に定める額

(2) 賞与については、別表3に定める額

(非常勤役員及び評議員の報酬等)

第6条 非常勤役員が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営に当たった場合は、別表4により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営に当たった場合は、別表4により報酬を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給方法は、社会福祉法人正受会給与規程第7条に順ずる。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、その都度現金にて支給する。

3 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を差し引いて支給する。

(報酬等の計算期間)

第8条 常勤役員に対する報酬及び賞与の計算期間は、社会福祉法人正受会給与規程第7条及び第8条及び第21条に順ずる。

2 賞与に係る在職期間は、職員から引き続き役員になった場合は、その期間も在職期間とすることができる。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人正受会旅費規程を適用する。

(適用範囲)

第10条 職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第11条 この規程を改正又は廃止する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和2年1月1日より一部改正し、適用する。

この規程は、令和2年7月25日より改正し、適用する。